



入間市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック



入間市



目次

1	はじめに	P. 1
2	入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	P. 2
3	宣誓をすることができる方	P. 3
4	宣誓に必要なもの	P. 5
5	宣誓の流れ	P. 7
6	申告	P. 8
7	交付書類	P. 9
8	宣誓書受領書の再交付・変更・返還	P. 10
9	Q&A	P. 12

1 はじめに

入間市では、性別にとらわれず、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会を醸成するための施策の一つとして、「入間市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和3年9月1日より「入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

現在は、宣誓要件の緩和や近隣市との連携協定を締結することで、より利便性の高い制度となっています。

市民の皆さまの性の多様性への理解促進を図るとともに、事業者や他の自治体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、多様性を認め合えるまちづくりを進めていきます。



2 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

片方または双方が性的マイノリティ*である二人が、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束したことを市長に対して宣誓し、市は宣誓書受領書や宣誓書受領カード※を交付する制度です。また、宣誓する方に、未成年のお子様がいる場合、家族として生活を共にし、保護者（介護者）として守っていくことを併せて宣誓することができます（ファミリーシップ宣誓）。

※性的マイノリティ （性的少数者）

LGBTQ+など性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性と異なる方、性的指向（恋愛感情や性的関心の対象となる性別についての指向）が異性のみだけではない方など。

※宣誓書受領書・宣誓書受領カード

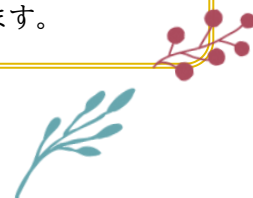
これらは提示等により法律上の効果が生じるものではありません。しかし、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、事業者によっては福利厚生の対象者として認められたり、民間のサービス（携帯電話の家族割引等）が受けられたり、入院時の病状説明に家族として参加できたりするなどへの活用が期待されます。

◇他市で宣誓をした方が入間市転入後に再度宣誓する場合、最初の宣誓日を入間市が発行する受領書等においても宣誓日として残すことができます。

◇連携協定※都市間で宣誓者の住所異動がある場合は、新たに居住する自治体窓口に申告をすることで新しい受領書等が発行されます。（8ページ参照）

※連携協定

自治体間での異動の場合に制度利用者の手続きの簡略化、広域での周知啓発を行うことを約束したものです。入間市では、令和5年2月にダイア5市（所沢市・狭山市・飯能市・日高市）と協定を締結しており、また、令和6年4月には県内市町村と連携協定を締結しました。その後、令和6年11月には全国的なネットワークに加入し連携協定自治体の範囲を拡大しています。今後も連携の内容や連携先について検討・調整を進めていきます。



3 宣誓を行うことができる方

宣誓をされるお二人について

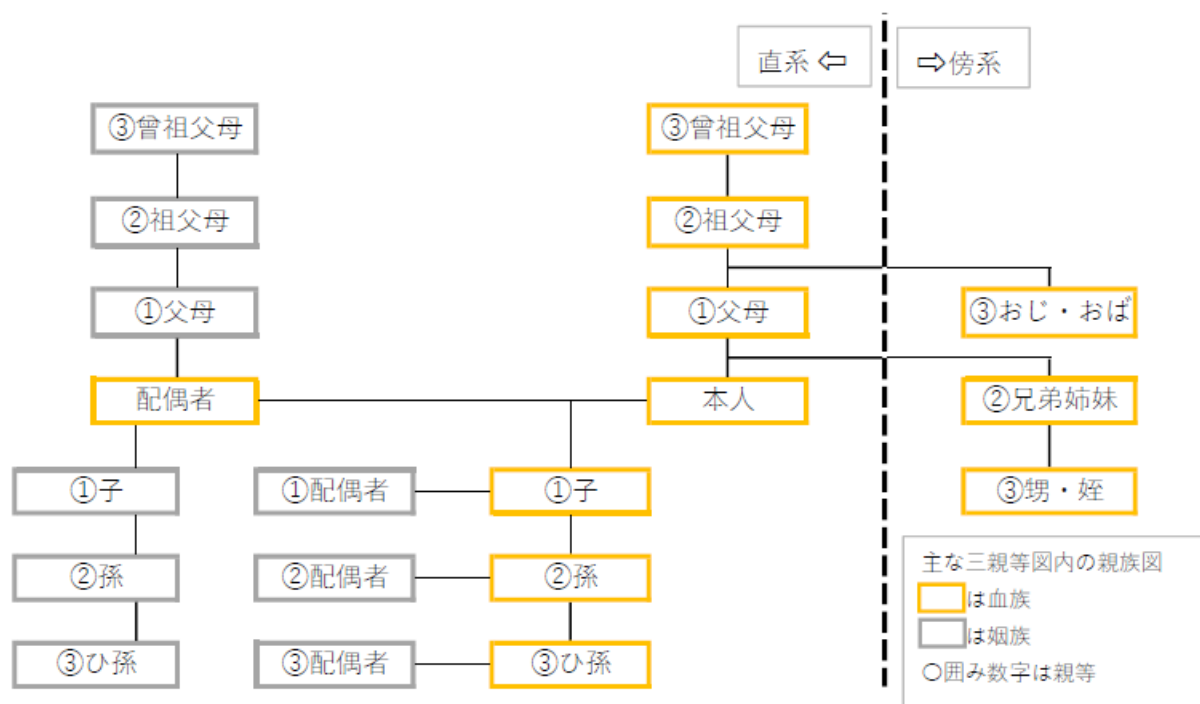
次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ・ 民法で規定する成人に達していること
- ・ 双方またはどちらか一方が入間市内に住所を有している、または3ヶ月以内に入間市内への転入を予定していること
- ・ 配偶者がいないこと
- ・ 宣誓をする方以外とのパートナーシップがないこと
- ・ 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者等）でないこと

※直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと

※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

宣誓ができない関係（近親者）



子どもを家族として宣誓する場合

原則として、ファミリーシップの対象として宣誓書に記載される子どもが、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 宣誓されるお二人またはいずれか一方と生計が同一であること
- 未成年であること（民法で規定する成年に達していないこと）

但し、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず宣誓ができることがあります。

また、お子様へ制度の説明をしていただき、お子様が自書できる場合には宣誓書のファミリーシップ対象者氏名欄に自書による署名をお願いします。





4 宣誓に必要なもの

(1) 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・用紙は男女共同参画推進センターにてご用意できますが、ファミリーシップの宣誓も行う場合には、予めお子様へ制度を説明いただき、お子様が氏名を自書できる場合は署名をいただく必要があります。宣誓日までにご用意ください。男女共同参画推進センターホームページからお取りいただけます。（7ページ）
- ・無地、柄付きの用紙をお選びいただけます。
- ・ファミリーシップの対象者氏名以外は、宣誓日当日にご記入いただきますので、未記入のままお持ちください。
- ・裏面もよくご確認ください。

(2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・一人1通の提出をお願いします（同一世帯の場合は、二人1通で可）。
- ・宣誓日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りします。
- ・本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ・転入予定の方は、転入後すみやかに提出してください。
- ・ファミリーシップの宣誓も行う場合
（同居のとき）住民票の写し等に子を含め、提出してください。
（同居していないとき）生計を同じくしていることが確認できるもののご用意をお願いします。

(3) 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）または独身証明書など、婚姻をしていないことが確認できる書類

- ・一人1通の提出をお願いします（同じ戸籍の場合は、二人1通で可）。
- ・外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付しご提出ください。
- ・宣誓日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りします。
- ・ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子を含めた写しを指定してください。

(4) 本人確認書類 ※提示

- ・お二人分のご用意をお願いします。

【1枚の提示で足りるもの（例）】

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・旅券(パスポート)
- ・運転免許証
- ・障害者手帳
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真があるもの

【2枚の提示で足りるもの（例）】

- ・資格確認書
- ・被保険者証、組合員証
- ・年金手帳
- ・各種医療証
- ・その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(5) (通称を使用する場合) 通称を日常的に使用していることが確認できる書類

- ・郵便物(住所が記載されたものに限る)、社員証(顔写真付き)等の写し
- ・宣誓書受領書・宣誓書受領カードには通称名を記載します。
- ・通称の使用を希望される方が対象です。

◇連携協定都市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした方が入間市に転入される場合は手続きの少ない『申告』となります。8ページをご覧ください。



5 宣誓の流れ

(1) 宣誓日時の予約

- ・宣誓を希望する日の7日前までに、電話、メール、FAX、来所のいずれかで男女共同参画推進センターに予約をします。
- ・予約受付は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜、午前9時～午後4時30分までです。メール、FAXからの予約は24時間受け付けますが、予約受付時間外に届いたものは、翌開所時間内に連絡します。

【予約連絡】入間市男女共同参画推進センター

電話：04-2964-2536

FAX：04-2964-2539

E-mail：ir212000@city.iruma.lg.jp



(2) パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時にお二人で男女共同参画推進センターに来所してください。
- ・職員立ち合いのもと、宣誓書に記入し、本人確認書類を提示の上、必要書類（住民票の写し・戸籍謄本等）を添えて市に提出してください。（ファミリーシップ宣誓は、未成年の子等を宣誓書に記載することで、併せて宣誓することができます。）
- ・一方が遠方にお住まいの場合は、遠方の宣誓者のみZ o o mを利用しての宣誓も可能です。宣誓書へは、当日来所される方に代筆していただきます。
- ・対応時間は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜、午前9時～午後4時30分までです。

(3) 宣誓書受領書・受領カードの交付

- ・窓口での交付を希望される場合は、受け取り日時を調整します。
- ・提出いただいた書類を確認し、要件を満たしている場合は、後日、宣誓書受領書と宣誓書受領カードを郵送または窓口で交付します。
- ・窓口で交付を受ける場合は、本人確認書類をお持ちの上、お越しください。

6 申告（連携協定締結都市間での住所異動の場合）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利便性向上のため、制度に係る連携協定を締結している自治体で宣誓した方が転入した場合、『宣誓』ではなく『申告』をすることで宣誓よりも簡略な手続きにより入間市から受領書等の交付を受けることができます。

なお、連携協定を締結している自治体から転入された時は、ご本人が承知していただけた場合は転出元の自治体へ、申告があった旨の通知を行います。

◇申告に必要なもの

（１） 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書（様式第２号）

- ・用紙は男女共同参画推進センターにてご用意できますが、ファミリーシップの申告も行う場合には、予めお子様へ制度を説明いただき、お子様が氏名を自書できる場合は署名をいただく必要があります。申告日までにご用意ください。男女共同参画推進センターホームページからお取りいただけます。（７ページ）
- ・継続申告書の裏面もよくご確認ください。

（２） 前住所地で交付された受領書等

- ・パートナーシップ宣誓書受領書や宣誓書受領カード等をお持ちください。
- 以下は、『宣誓』と同じですので５・６ページをご確認ください。

（３） 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（５ページ）

（４） 本人確認書類（６ページ）※提示

（５） （通称を使用する場合）通称を日常的に使用していることが確認できる書類（６ページ）

申告の流れは、宣誓の流れ（前ページ）と同じです。

◇『宣誓』との手続きの違い

- ・宣誓には、『戸籍全部事項証明』や『独身証明書』をご用意いただく必要があります。他市での宣誓時に独身であることを確認頂いているため、申告の際はこれらが不要となります。証明の発行費用・取り寄せるための手続きを省くことができます。

◇宣誓日の引継ぎ

- ・連携協定の締結とは関係ありませんが、他市での宣誓日を入間市が発行する受領書等でもそのまま引き継いで記載することが可能です。



7 交付書類 ※宣誓・申告ともに同じ受領書となります

(1) 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書(様式第3号)

(イメージ)

様式第2号(第6条関係)

第 〇 号
宣誓 令和 年 月 日

入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書

入間市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱い
に関する要綱第6条の規定に基づき、入間市パートナーシップ・
ファミリーシップの宣誓書を受領したことを証明します。

宣誓をした者

氏名 〇〇 〇〇 様 氏名 〇〇 〇〇 〇〇 様
昭和 年 月 日生 平成 年 月 日生

ファミリーシップ対象者

氏名 △△ △△ 様 氏名 □□ □□ 様
令和 年 月 日生 平成 年 月 日生

交付 令和 年 月 日

入間市長 杉 島 理一郎

(2) 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(様式第4号)

・2種類のデザインから宣誓日にお選びいただけます。

表①

第 〇 号
宣誓 令和 年 月 日

入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領カード

入間市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する
要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの
宣誓書を受領したことを証明します。

本人 パートナー

氏名 〇〇 〇〇 様 氏名 〇〇 〇〇 〇〇 様
昭和 年 月 日生 平成 年 月 日生

交付 令和 年 月 日 入間市長 杉 島 理一郎

表②

第 〇 号
宣誓 令和 年 月 日

入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
受領カード

入間市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する
要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの
宣誓書を受領したことを証明します。

本人 パートナー

氏名 〇〇 〇〇 様 氏名 〇〇 〇〇 〇〇 様
昭和 年 月 日生 平成 年 月 日生

交付 令和 年 月 日 入間市長 杉 島 理一郎

裏(共通)

(イメージ)

この受領カードにより、法律上の効果は生じるものではありませんが、
パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生の
パートナーとして、入間市で生き生きと活躍されることを応援いたし
ます。

※ 受領書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいま
すようお願いいたします。

※ この制度を利用する方の性の在り方(性自認や性的指向等)やこの
制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないよう
お願いします。

ファミリー対象者 様 ファミリー対象者 様

緊急連絡先

8 宣誓書受領書の再交付・変更・返還

- ・宣誓や申告時と同様に、事前に男女共同参画推進センターへお手続きの予約をしてください。（7 ページ参照）

（1） 宣誓書受領書（宣誓書受領カード）の再交付

宣誓書受領書等を破損・紛失したときは再交付を申請することができます。

◇再交付時に必要なもの

- ① 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書（様式第5号）
- ② 本人確認書類（6 ページ）※提示
- ③ 破損の場合は、宣誓書受領書（宣誓書受領カード）

（2） 宣誓書記載事項の変更

氏名の削除や変更、追加、転居など、宣誓書の記載事項に変更があったときは、宣誓の内容や宣誓書記載事項の変更を届け出ていただく必要があります。

◇変更届出時に必要なもの

- ① 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）
 - ② 変更した事実が分かる書類
 - ・氏名の変更：戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
 - ・通称名の変更：通称名を使用していることが確認できる書類
 - ・一方または双方が市内に転入または転居：住民票の写しまたは住民記載事項証明書
 - ・新たにお子様等を追加：・お子様等の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
 - ・お子様等の全部事項証明（戸籍謄本）またはお子様等との関係を確認することができる書類
 - ③ 本人確認書類（6 ページ）※提示
 - ④ 双方の宣誓書受領書・宣誓書受領カード
- ※市内への転入・転居による変更を除く。



(3) 宣誓書受領書の返還

以下に該当する場合は、宣誓書受領書および宣誓書受領カードを返還する必要があります。

- パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- 宣誓者の一方が死亡したとき
- 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取り下げを希望するとき
- 宣誓の要件（3 ページ）を満たさなくなったとき

※ 但し、お二人が連携協定締結市へ転出される場合は返還の必要はありません。

◇返還届出時に必要なもの

- ① 入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届（様式第7号）
- ② 本人確認書類（6 ページ）※提示
- ③ 宣誓書受領書・宣誓書受領カード

※パートナーシップ・ファミリーシップの無効

次の場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とします。

- 当事者間にパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- 宣誓の要件（3 ページ）に反しているとき
- （転入予定で宣誓している場合）宣誓日から3ヶ月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

尚、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効とした宣誓書受領書の交付番号を公表する場合があります。

9 Q & A

Q 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか？

A 1 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、入間市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 2 パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか？

A 2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、双方またはいずれか一方が性的少数者のお二人が市に宣誓する制度となっています。戸籍上の性別や性自認は問いません。

Q 3 養子縁組をしています、宣誓制度を利用できますか？

A 3 養子縁組によって近親者となった場合は、利用できます。

Q 4 同居していないと届出できませんか？

A 4 お二人のうちどちらか一方が入間市内に居住、もしくは入間市内に転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q 5 郵送やほかの人に代理で宣誓書の提出をしてもらうことはできますか？

A 5 宣誓書は職員の面前でご本人に記入していただくことから、郵送や代理ではなくお二人揃って男女共同参画推進センターにお越しいただく必要があります。ただし、お一人が遠方に居住あるいは病気等のご事情により、お二人での来所が難しい場合は、ご相談ください。

一方、宣誓書受領書や宣誓書受領カードについては郵送での交付も可能です。詳しくは7ページをご覧ください。また、交付後の宣誓書受領書等の再交付や返還の手続きの際については、事前予約の上、男女共同参画推進センターまでお越しください。





Q 6 宣誓や交付はどこで行いますか？

A 6 入間市男女共同参画推進センターで行います。(7 ページ)

Q 7 個室で手続き等を行うことはできますか？

A 7 個室をご用意しております。

Q 8 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は費用がかかりますか？

A 8 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書や宣誓書受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、必要添付書類である住民票の写しや戸籍謄本の交付手数料は自己負担となります。

Q 9 土日など、休みの日に宣誓や交付を受けることはできますか？

A 9 申し訳ございません。宣誓の受付、宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付は年末年始・祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後4時30分までとなります。平日来所のご都合がどうしてもつかない場合は、男女共同参画推進センターにご相談ください。

Q 10 通称を使用することはできますか？

A 10 宣誓書受領書および宣誓書受領カードは通称のみでの表記が可能です。宣誓書や申告書については戸籍上の氏名と併記、再交付申請書、内容変更届、返還届については、戸籍上の氏名を記載していただくことになります。いずれの場合も、日常生活において、その通称を使用していることが分かる書類（郵便物・社員証など）をご提示していただく必要があります。

Q 11 宣誓書受領書や宣誓書受領カードの即日交付は可能ですか？

A 11 宣誓要件を満たしており、必要書類が揃っているなどを審査するため、一週間程度お時間を頂いております。

Q12 市外に引っ越すときは、どのようにすればいいですか？

A12 返還届を提出するとともに、宣誓書受領書および宣誓書受領カードを返却してください。ただし、連携協定締結自治体へお二人が転出される場合は返還の必要はありません。

Q13 パートナースhip・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか？

A13 返還届を提出するとともに、宣誓書受領書および宣誓書受領カードを返却してください。

Q14 なりすましや悪用はされませんか？

A14 宣誓の際には、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）や本人確認書類の提示を求め、原則、職員の面前で宣誓書へ自書していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。また、悪用等が判明した場合には宣誓を無効とし、必要があればその交付番号を公表いたします。

Q15 宣誓書受領書や宣誓書受領カードにはどのような効力や使い道がありますか？

A15 宣誓書受領書等に法的な効力はありません。しかし、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用などへの活用が期待されます。

入間市では市営住宅にパートナーを配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む者）として申し込みが出来たり、税証明書等の交付の際に同一世帯であれば委任状が無くても交付申請ができたなど、利用できるサービスの充実に努めています。（サービス一覧は別途あり）

この制度を通じて、市民の皆さまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる入間市を目指してまいります。



【発行元】

初版：令和3年8月20日

改定：令和4年9月7日

令和5年1月4日

令和5年3月17日

令和6年4月12日

令和6年11月1日

令和6年12月25日

令和7年4月1日

令和8年7月1日

発行：入間市

編集：市民生活部人権推進課 男女共同参画推進センター

電話：04-2964-2536

午前9時～午後4時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX：04-2964-2539

E-mail：ir212000@city.iruma.lg.jp

